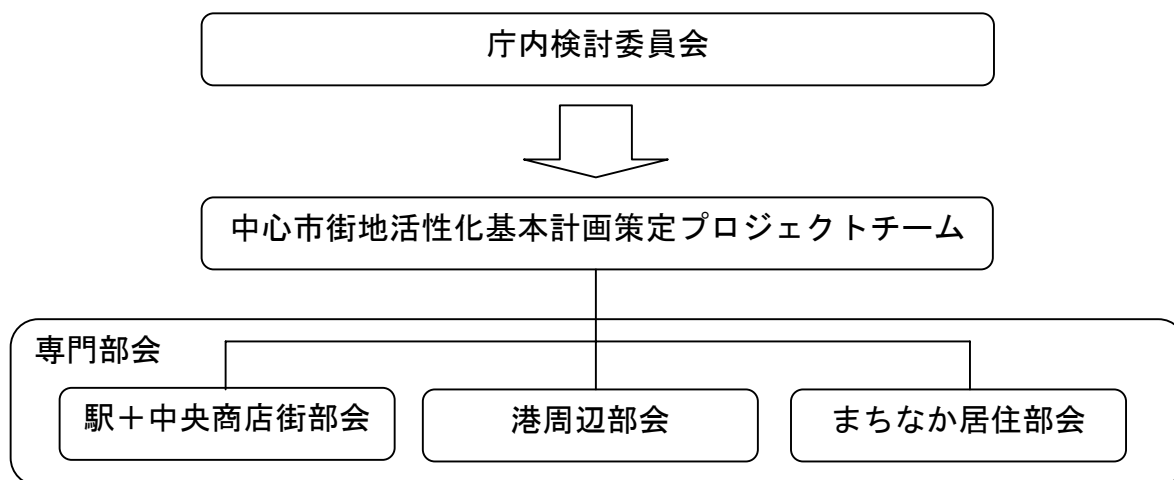


9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内の推進・連携体制

本市では、新たな中心市街地活性化基本計画の策定に向け、平成18年に都市計画課内に3名の専任職員が配置され、中心市街地活性化基本計画検討委員会の運営等を担ってきた。その後、平成19年6月より、現在の観光まちづくり課内にまちづくり推進係が配置され、中心市街地活性化基本計画の着実な展開を進めていくため、庁内にプロジェクトチーム（中心市街地活性化基本計画策定プロジェクトチーム）を設立し、観光まちづくり課がその事務局として運営を担っている。更に、主要な事項については深度化を図るため、プロジェクトチームの中に専門部会を設置した。



■ 中心市街地活性化基本計画策定プロジェクトチームメンバー

役職	所属	職
マネージャー	建設部 都市整備担当	政策幹
チーフ	企画政策部 観光まちづくり課	課長
メンバー	総務部 税務課	課長補佐
メンバー	企画政策部 観光まちづくり課	主幹
メンバー	産業経済部 商工政策課	課長補佐
メンバー	産業経済部 林務水産課	主幹
メンバー	建設部 道路河川課	係長
メンバー	建設部 都市整備課	主幹
メンバー	建設部 住宅政策課	主幹
メンバー	教育委員会 文化振興課	主任専門員
事務局	企画政策部 観光まちづくり課	

(2) 中心市街地活性化基本計画検討委員会

新たな中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、平成 19 年 1 月に中心市街地活性化基本計画検討委員会を設置した。委員会では、学識経験者として、都市環境や都市景観を専門とする大学教授をはじめ、商工会議所やまちづくり会社、各界の代表や市職員等の多様な機関・団体で構成し、それぞれの分野から専門的な立場での意見や提案を求める場とし、そこでの検討結果のまとめとして、平成 19 年 6 月に市長宛てに提案書を提出した。

■ 中心市街地活性化基本計画検討委員会メンバー

役 職	所 属	備 考
委員長	名古屋産業大学環境情報ビジネス学部教授	学識経験者
副委員長	港都つるが(株)代表取締役副社長	各界代表者
委員	中部大学人文学部歴史地理学科助教授	学識経験者
委員	敦賀商工会議所専務理事	各界代表者
委員	敦賀市漁業協同組合代表理事組合長	各界代表者
委員	敦賀魚商協同組合理事長	各界代表者
委員	(社) 敦賀観光協会会長	各界代表者
委員	相生町区長	地元関係者
委員	敦賀駅前商店街振興組合理事長	地元関係者
委員	神楽 1 丁目商店街振興組合理事長	地元関係者
委員	女性経営者の会企画委員	各界代表者
委員	敦賀市産業経済部長	行政機関
委員	敦賀市建設部長	行政機関
オブザーバー	福井県産業労働部商業・サービス業振興課総括主任	福井県
オブザーバー	福井県土木部都市計画課主任	福井県

■ 検討委員会開催状況

	開催日	検討内容
第 1 回	平成 19 年 1 月 22 日	・ 策定体制について ・ まちづくり三法改正について
第 2 回	平成 19 年 2 月 20 日	・ 基本計画中間案の検討 ・ 敦賀市の中心市街地活性化の展開について
第 3 回	平成 19 年 3 月 19 日	・ 市民フォーラムアンケート結果について ・ 旧計画の検証と今後の事業展開について
第 4 回	平成 19 年 4 月 27 日	・ 中心市街地活性化の目標及び展開事業について ・ 中心市街地の区域について
第 5 回	平成 19 年 5 月 25 日	・ 検討委員会提案書（案）について

(3) 敦賀市議会における討議の内容

敦賀市議会における中心市街地活性化等に関連した質問に対して、以下のとおり答弁を行っている。

平成 18 年 第 4 回 定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>認定基本計画により敦賀市がコンパクトシティを目指す必要性について、どのように認識しているか。</p> <p>(市長答弁要旨)</p> <p>従来の中心市街地活性化基本計画を踏まえて都市機能の増進、また経済活力向上等、総合的また一体的に推進していく必要がある。特に高齢者を多く含む地域でもあり、暮らしやすい生活空間、利便性の高い空間を図り、それにより市街地全体の賑わいが回復をするというように、中心市街地活性化基本計画を改めて策定し、認定基本計画として位置付けを行いたいと考えている。</p> <p>様々な都市形態があるが、それぞれの風土、歴史、文化の中で町というものが形成をされており、敦賀市の一つの文化、それを持ったコンパクトシティというものは非常に大事だと認識している。</p>
-------------------------	--

平成 18 年 第 5 回 定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>①今回の政府のまちづくり三法の改正にあわせて、敦賀市としては中心市街地活性化計画認定を目指すのか。</p> <p>②目指すとすれば、中心市街地を敦賀市のどの地域に限定をするのか。</p> <p>③市庁内に市街地活性化を担当する関係部局を統括する組織を設置する必要があると考えられるが、だれが担当する予定か。</p> <p>④中心市街地活性化協議会を設置するのか。その協議会のメンバー構成はどのように考えているのか。また、いつごろ設置をするのか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>①について</p> <p>まちづくり三法の改正を踏まえ、取組をさらに発展させるため、改正中心市街地活性化法に基づく新たな中心市街地活性化基本計画案を作成し、内閣総理大臣の認定を目指すものである。</p> <p>②について</p> <p>対象地域は、従前の基本計画の区域、すなわち J R 敦賀駅周辺から港エリアを含む複眼的な地域を想定しているが、改正法の目的が商業活性化だけでなく、居住も含めた都市機能の増進にまで拡大している点も踏まえ、地域における生活の場としての魅力を高め、高齢者の方々の住宅や、都市の福祉施設等も視野に入れた区域設定を現在考えている。</p>
-------------------------	---

③について

担当する関係部局を統括する組織であるが、国の認定の要件としては、基本計画に記載された事業が確実に実施されることが見込まれるということが前提になっており、現在行われている事業メニューの整理、対象事業の計画への位置付けの確認、新たにリストアップをした事業が地域の活性化にどのような影響を与えるか、またどのように寄与していくかなどの検証も行う必要がある。

そのため、庁内には企画調整課、商工観光課、駅周辺整備課、都市計画課の4つの課でまちづくり三法検討委員会を設置し、都市計画課内に事務局のスタッフとして3名を配置して、関係の各課と協働体制をとりながら全力で取り組んでいきたいと考えている。

④について

中心市街地活性化協議会の設置またはメンバー等については、現在、敦賀市中心市街地活性化協議会設立準備会を年内に立ち上げ、この中で協議を行い設立する予定である。

この基本計画を円滑かつ確実に実施するためには地域ぐるみでの取組が必要であり、基本計画の作成に当たっては、中心市街地活性化協議会と十分に協議を行い、理解を得ることが必要である。したがって、協議会の中心となっている商工会議所、港都つるが株式会社等と協議をし、年度内の設立を考えているところである。

(4) 中心市街地活性化等について市民の意見を聴取する場の設定

1) 中心市街地活性化市民フォーラム

■開催日時：平成19年2月22日

敦賀商工会議所と港都つるが株式会社が主催して、中心市街地活性化への市民の理解と関心を高めるため、一般の市民を対象にフォーラムを開催した。講演と市による中心市街地の現況と課題の説明、今後の敦賀市における中心市街地活性化の方向性についての説明を行った。

2) まちづくりフォーラムの開催

■開催日時：平成20年3月

中心市街地活性化協議会が主催して、一般の市民を対象にまちづくりフォーラムを開催した。基調講演とパネルディスカッションを行い、広く市民から中心市街地活性化やまちづくり全般についての意見交換を行った。

3) 敦賀市中心市街地活性化 市民シンポジウムの開催

■開催日時：平成21年4月26日

中心市街地活性化協議会が主催して、「舟溜り地区」からこれからのまちづくりを考えるシンポジウムを開催した。まち歩きや基調講演、パネルディスカッションを行い、舟溜り地区の今後のまちづくりについての意見交換を行った。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 敦賀市中心市街地活性化協議会の設置

敦賀市中心市街地活性化協議会は、敦賀商工会議所及び、まちづくり会社である港都つるが株式会社が中心となり、平成 19 年 12 月 4 日に設立された。

本協議会は、経済団体、まちづくり会社、商業者、交通事業者、地域住民、まちづくり団体、学識経験者、行政機関等の多様な関係者で構成され、事務局は敦賀商工会議所が担っている。

また、計画の実質的な検討・協議を図るため、3 つの専門部会（駅周辺・中央商店街部会、まちなか居住部会、港周辺部会）と、部会ごとの調整や全体に関わる取組を検討・協議する場として幹事会を置き、取り組むこととしている。

(2) 協議会の開催状況

第 1 回協議会	平成 19 年 12 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・規約案について ・協議会構成員について ・会長、副会長の選任について ・敦賀市中心市街地活性化基本計画について
第 2 回協議会	平成 19 年 12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県及び県内各地の動向について ・専門部会の構成について ・視察研修会の実施について
第 1 回専門部会	平成 20 年 1 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・敦賀市中心市街地設定区域の要件について ・部会長の選任について ・各種事業の検討
第 2 回専門部会	平成 20 年 2 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・意見から見える課題及び具体策について
第 3 回専門部会	平成 20 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・改正中心市街地活性化法の概況について （経済産業省中心市街地活性化専門官） ・中心市街地活性化基本計画（素案）について
第 3 回協議会	平成 20 年 3 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・素案についての各部会からの意見発表 ・アンケート調査報告（速報版）について
第 4 回協議会	平成 20 年 6 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・敦賀市における今後の方向性について ・協議会としての今後の方向性について
第 5 回協議会	平成 20 年 7 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組状況と現状の課題整理について ・活性化に向けた基本的方向性について
第 6 回協議会	平成 20 年 10 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・敦賀市中心市街地活性化における事業実績 ・前回までの確認と調査結果の報告 ・提案事業の整理と重点課題の抽出
第 7 回協議会	平成 20 年 11 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・全体像と重点テーマの再整理および役割の考え方について ・各事業の位置付けと考え方について
幹事会	平成 21 年 1 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の実施主体の確認について

◆中心市街地活性化協議会の構成員

No.	役職	所属団体	職名	根拠法令
1	会長	敦賀商工会議所	副会頭	法第15条第1項
2	副会長	港都つるが(株)	代表	法第15条第1項
3	副会長	敦賀市まちづくり審議会	会長	法第15条第4項
4	委員	敦賀商工会議所	専務理事	法第15条第4項
5	委員	敦賀市	企画政策部長	法第15条第4項
6	委員	敦賀駅前商店街振興組合	理事長	法第15条第4項
7	委員	本町1丁目商店街振興組合	理事長	法第15条第4項
8	委員	神楽町1丁目商店街振興組合	理事長	法第15条第4項
9	委員	相生商店街振興組合	理事長	法第15条第4項
10	委員	敦賀市商店街連合会	会長	法第15条第4項
11	委員	敦賀あきんどクラブ	代表	法第15条第4項
12	委員	NPO法人THAP	事務局長	法第15条第4項
13	委員	NPO法人子育てサポートセンターきらきらくらぶ	代表	法第15条第4項
14	委員	本町1丁目	代表	法第15条第4項
15	委員	博物館通り	代表	法第15条第4項
16	委員	カラーリスト		法第15条第4項
17	委員	敦賀魚商協同組合	理事長	法第15条第4項
18	委員	敦賀市漁業協同組合	代表理事組合長	法第15条第4項
19	委員	(社)敦賀観光協会 誘致部会(理事)	部会長	法第15条第4項
20	委員	(社)敦賀青年会議所	理事長	法第15条第4項
21	委員	敦賀商工会議所 青年部	会長	法第15条第4項
22	委員	敦賀商工会議所 女性会	会長	法第15条第4項
23	委員	敦賀商工会議所 金融・サービス部会	部会長	法第15条第4項
24	委員	日本原子力発電(株)敦賀地区本部	業務立地部長	法第15条第4項
25	委員	(株)嶺南ケーブルネットワーク	代表取締役社長	法第15条第4項
26	委員	JR西日本 敦賀駅	駅長	法第15条第4項
27	委員	(社)福井県タクシー協会嶺南支部敦賀分会	会長	法第15条第4項
28	委員	敦賀観光バス(株)	所長	法第15条第4項
29	委員	(社)福井県宅地建物取引業協会敦賀支部	代表	法第15条第4項
30	委員	名古屋産業大学環境情報ビジネス学部	教授	法第15条第8項
31	委員	中部大学人文学部歴史地理学科	准教授	法第15条第8項
32	委員	福井大学工学部建築建設工学科	教授	法第15条第8項
	オブザーバー	福井県産業労働部(商業・サービス業振興課)	企画幹	
	オブザーバー	福井県土木部都市計画課	課長	
	オブザーバー	(財)若狭湾エネルギー研究センター	常務理事	

(3) 敦賀市中心市街地活性化協議会による意見書

平成 21 年 9 月 7 日

敦 賀 市 長
河 瀬 一 治 様

敦賀市中心市街地活性化協議会
会 長 奥 井 隆

敦賀市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平成 21 年 9 月 1 日付け市観第 710 号で、敦賀市より意見照会のありました「敦賀市中心市街地活性化基本計画（案）」につきましては、これまでの協議内容を踏まえたものであり、かつ実効性の確保が図られると認められることから、妥当であるとの結論に至りました。

(付帯意見)

基本計画（案）では、中心市街地活性化のための具体的数値目標と、その達成のための具体的事業が盛り込まれており、活性化に寄与するものと期待するものでありますが、具体的な取組みをより効果的なものとするため、下記のとおり意見を申し添えます。

記

○ 敦賀酒造保全活用事業について

本計画（案）には、中活法を活用した重点事業として敦賀酒造保全活用事業が計画されており、民間が取り組むこの事業の早期実現が急務であると考え

る。
敦賀市におかれては、本事業を市民の目に見える官民一体となった活性化の原点施策として積極的に整備することに協力支援するとともに舟溜まり地区観光拠点として賑わいづくりのシンボル施設とすること。

以上

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

統計的なデータなどによる客観的な把握・分析はP1～P19を、地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析は、P20～P29を、旧中心市街地活性化法に基づく計画の実施は、P30～P31を、過去の取組の評価はP32～P37を参照。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業との連携・調整

1) 舟溜り周辺の景観形成への取組

舟溜り周辺は、歴史的な建物が残る博物館通りと敦賀の賑わい拠点の1つである敦賀港周辺を結ぶ重要な位置にあり、敦賀市総合計画及び都市計画マスタープランにおいて、『見る・食べる・遊ぶ』ことのできる新たな集客エリアとして位置付けられている。

その中で、平成18年度より、敦賀市の景観条例の施行や、関係団体や地域住民の意向を把握し、舟溜り周辺一体の整備イメージを取りまとめていくことを目的にワークショップを開催し、本格的に取組が開始されてきた。

現在は、2地区で景観形成推進計画が策定され、景観形成協議会が立ち上がり、具体的に通りに鉢植えを設置する取組や、建替えの計画も出始めてきており、着実に住民自らの取組が現れ始めている。

2) 商店街元気再生計画の策定（駅前商店街）

平成19年7月から定期的で開催している「駅前ふれあい市」をさらに充実・拡大させ、駅前の賑わい創出を図るために、敦賀駅前商店街振興組合が中心となり、「商店街元気再生計画」を作成し、訪れてみたくなる魅力の向上を図るために、福井県の認定を受け、各事業の取組を始めている。

3) 国道8号みちづくりワークショップ

本市の中心市街地を貫く国道8号の道路空間の活用についてのワークショップを開催している。バイパスの整備による交通量の減少を踏まえた2車線化への転換や、その後の空間の利用について、検討委員会での議論を踏まえた活用策や整備の方向性について市民レベルで検討している。この中で、道路空間の緑化や、国道沿いの直角駐車場のあり方、氣比神宮との連動性等を踏まえた空間利用の方向性をまとめ、検討委員会で議論を行い、実証実験等を経て、具体的な活用に向けて取り組んでいる。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

第5次敦賀市総合計画第3期基本計画では、中心市街地の一体的な再整備を掲げており、《中心市街地活性化基本計画の推進》《交流空間としての一体的な整備》《歴史的まちなみの整備》《中心市街地における居住環境の整備》を進めることとしている。

また、敦賀市都市計画マスタープランでは、中心市街地活性化基本計画に基づき、港町敦賀の持つ自然、歴史、文化的な資源豊かな本港周辺地区や今後の複合ターミナルとしての機能を担う敦賀駅周辺地区を、都市づくりの拠点として位置付け、I Cから敦賀駅、本港地区を都市軸により連結し、交流都市拠点を形成することとしている。

さらに、市街地をとりまく山林や海の保全を図り、市街地近郊に広がる優良な農地を保全していくとともに、市街地にあっては、地域の歴史や文化性に配慮し、魅力的で風格のある土地利用の展開に努め、合わせて豊かで質の高い市民生活を実現するために、敦賀市では「敦賀市土地利用調整条例（平成17年12月27日）」を定めるとともに、条例に基づく「敦賀市土地利用調整計画（平成20年7月）」を策定し、土地利用の規制誘導に取り組んでいる。

これらの取組によって、中心市街地活性化の課題の一つとなっている市街地郊外部における土地利用の適切な規制・誘導を目指す。

[2] 都市計画手法の活用

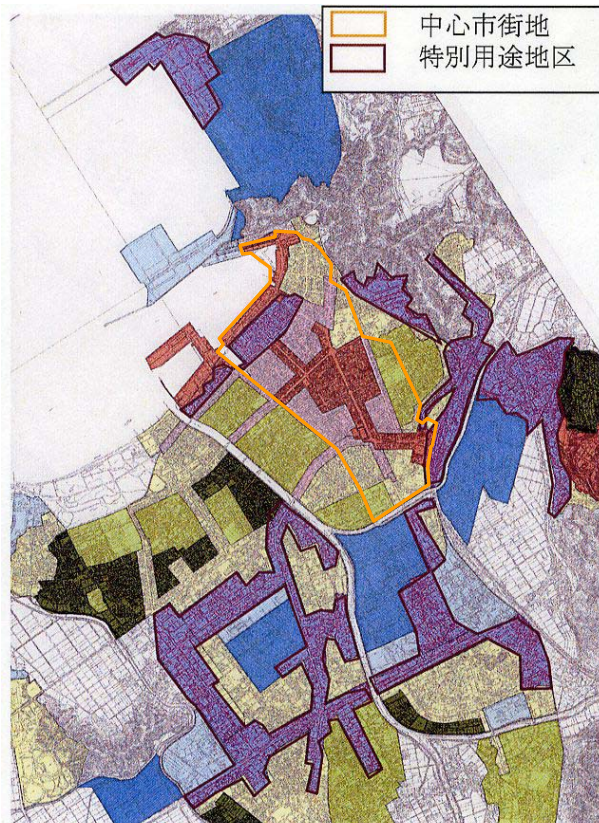
本市には、準工業地域が 9 地区（約 286ha）指定されており、これらの地域への大規模集客施設（店舗、飲食店、展示場等で床面積 10,000m² を超えるもの）の立地を規制するため、特別用途地区を指定し、併せて、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）建築条例を公布・施行した。

＜特別用途地区の都市計画決定に向けた取り組み状況＞

平成 19 年 7 月	パブリックコメントの実施
平成 19 年 7 月	地元説明会の開催
平成 19 年 10 月	福井県知事事前協議回答
平成 19 年 11 月	敦賀都市計画審議会の開催 答申
平成 19 年 12 月	福井県知事の同意
平成 19 年 12 月	特別用途地区の都市計画決定・永久縦覧
平成 19 年 12 月	敦賀市特別用途地区建築条例公布・施行
平成 21 年 8 月	都市計画特別用途地域の変更 決定・永久縦覧

●特別用途地区 「大規模集客施設制限地区」 での制限内容

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるものについては、建築してはならない。



[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

■主な公共公益施設等の立地の概要（P6 公共公益施設の分布状況 参照）

分類	施設名	延床面積 (㎡)	設置年度	所在エリア
行政施設等	敦賀駅前合同庁舎		H12	区域内
	敦賀港湾合同庁舎	1,836	S41	区域内
	福井県敦賀合同庁舎			区域外
	敦賀市役所	12,259	S49	区域外
教育・文化施設等	敦賀市民文化センター	5,311	S52	区域内
	きらめきみなと館	4,308	H11	区域内
	敦賀市立博物館	1,451	S53	区域内
	生涯学習センター	465	H15	区域内
	プラザ万象	6,627	H2	区域内
	市立図書館	3,288	H3	区域内
	敦賀市武道館	1,858		区域内
	総合運動公園	—	S62	区域外
	中学校 2箇所	—	—	区域内
	小学校 2箇所	—	—	区域内
	幼稚園 3箇所	—	—	区域内
子育て支援施設等	子育て総合支援センター	877	H17	区域内
	保育園 3箇所	—	—	区域内
	敦賀市福祉総合センター	5,430	H11	区域内
	特別養護老人ホーム 第2 溪山荘	6,044	H18	区域内
病院医院	国立病院機構福井病院		H15	区域外
	市立敦賀病院	30,092	S24	区域外
	病院・医院等 5箇所	—	—	区域内
その他	JR敦賀駅	866	S26	区域内
	敦賀商工会議所	—	M40	区域内
	港都つるが株式会社	—	H14	区域内

■主な大型店の立地の概要（P14 大型店の分布状況 参照）

	業種	店舗面積 (㎡)	出店年月	所在エリア
アル・プラザ敦賀	大規模小売	14,958	S49.3	区域内
アピタ敦賀店	大規模小売	14,077	H2.11	区域外
アクロスプラザ敦賀店	家電・衣料・ドラッグ	6,199	H19.4	区域外
敦賀日本海さかな街	鮮魚・飲食・土産品	4,166	H6.10	区域外
ユース木崎店	生鮮食料品	3,247	H6.6	区域外
ヤサキホームセンター敦賀店	ホームセンター	3,170	H6.3	区域外
100満ボルト敦賀店	家電製品	2,980	H11.4	区域外
ユース敦賀店・ユニクロ敦賀店	生鮮食料・衣料品	2,873	S52.7	区域外
ホームセンターみつわ敦賀店	ホームセンター	2,518	H2.4	区域外

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に資すると考えられる事業については以下のとおりである。

これらの事業は、主に人が集い、楽しみながら歩ける、また市民が住んで良かったと思えるまちづくりを促進することを目的にしており、これらの事業を総合的に推進することによって中心市街地の活性化を図っていく。

●市街地の整備改善に関する事業

- ・ 敦賀駅西地区土地区画整理事業
- ・ 国道8号道路空間活用検討事業
- ・ 景観形成整備支援事業（博物館通り景観形成事業）
- ・ 景観形成整備支援事業（お魚通り景観形成事業）

●都市福利施設整備に関する事業

- ・ 広域連携大学の拠点整備事業
- ・ 博物館建物修復事業
- ・ 芭蕉関連展示PR事業

●街なか居住の推進に関する事業

- ・ まちなか戸建て住宅取得支援事業
- ・ まちなか戸建て住宅設備改修支援事業
- ・ まちなか若年・子育て世帯家賃支援事業
- ・ 地域優良賃貸住宅整備事業
- ・ 公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- ・ 門前町景観形成啓発活動事業
- ・ 児屋川周辺景観形成啓発活動事業

●商業の活性化に関する事業

- ・ つるが大漁市場整備運営事業
- ・ 敦賀酒造保全活用事業
- ・ 景観形成整備支援事業（博物館通り景観形成事業）
- ・ 景観形成整備支援事業（お魚通り景観形成事業）
- ・ 氣比神宮の杜フェスタ開催事業
- ・ 店舗開業支援事業
- ・ 創業・起業促進事業

●上記に掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・ 市内周遊バス運行事業
- ・ レンタサイクル運営事業
- ・ レンタサイクル貸出拠点整備事業
- ・ 市内バス運行計画再編事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

1) 国道8号での道路空間利用方策

平成17年より、国道8号の道路空間の再整備に向けた取組として、学識経験者や各種団体、公募による市民の代表者、行政からなる検討委員会を設置し、市民レベルで議論するワークショップを開催し、国道8号空間の利用の方向性について議論してきた。

平成19年には、バイパスの供用後を想定した現在の4車線から2車線化への車線規制と道路空間活用方策の社会実験を行い、平成20年には氣比神宮前の交差点のコンパクト化と路上駐車場における駐車方法の検討のための社会実験を行った。

〈実証実験の目的〉

敦賀バイパス供用後を想定し、人々が集い、地域が活性化するための空間として国道8号(本町区間)を対象に、車線数、路上駐車場の運用を変更し、その効果などを検証。

① 国道8号みちづくり実証実験の概要

期 間	平成19年10月19日(金)～22日(月)
主な内容	1) 車線規制による交通状況の確認 2) 道路空間・路上駐車場空間の活用 3) ペロタクシーの運行
実施範囲	国道8号現道 本町通り
調査内容	1) 車線規制による迂回等調査 2) 国道8号沿道の路上駐車概況 3) 臨時駐車場(10/21～22)利用概況 4) 荷捌き一時駐車場 利用概況 5) アンケート調査 (来訪者、沿道商店、沿道住民他)

〈実証実験の目的〉

国道8号道路空間の活用方策の検討を深めるために、前回の実験の補足実験として実施し、その効果などを検証。

① 国道8号みちづくり実証実験の概要

期 間	平成20年11月28日(金)～29日(土)
主な内容	1) 道路空間活用の実験 ① 氣比神宮前交差点の道路空間活用 ② 敦賀百縁笑店街 2) 路上駐車場実験「縦列駐車・斜め駐車・直角駐車」 3) 歩道橋利用状況調査
実施範囲	国道8号現道 本町通り
調査内容	1) 路上駐車場利用状況調査 2) アンケート調査・交通量調査

2) 敦賀港芸術村社会実験イベント

敦賀港芸術村構想に向けて、市民主導の企画・運営実施による敦賀港芸術村構想社会実験イベント実行委員会が、JR敦賀駅から敦賀港までの賑わいのあるまちづくり、並びに、芸術活動を支える永続的な組織のあり方や活動拠点のあり方を含め、まちづくりの方向性を導き出していくことを目的としている。

平成18年度に、国土交通省が行う効率的なまちづくりのためのソフト・ハード事業の連携施策調査の中の、地域の特徴を活用するなど地域協働で魅力創出を目指すまちづくりモデルに本市が選ばれた。

〈これまでの取組〉

- 平成19年 3月 港都敦賀芸術村物語第1章（敦賀港周辺イベント）
- 平成19年 5月 港都敦賀芸術村物語第1章（クラフトマーケット）
- 平成19年 8月 港都敦賀芸術村物語第1章（ダンスコンテスト）
- 平成19年 10月 港都敦賀芸術村物語第1章（国道8号みちづくり実証実験）
- 平成20年 11月 港都敦賀芸術村物語特別章（駅前ふれあい市）

3) ベロタクシー

敦賀市を訪れる観光客の二次アクセス方法として、ベロタクシーが、中心市街地や周辺のコースを巡ることで、敦賀市の魅力ある観光スポットをPRするほか、ベロタクシーに乗車することを観光資源として活用することにより、県内外より多くの誘客を図る。また、クリーンで環境に優しい公共交通機関として観光客や市民に対する環境保全啓発運動の一躍を担う。

4) 観光周遊バス

JR北陸本線・湖西線直流化開業を機に、中心市街地及び市内の観光地を巡る観光周遊バスが運行を開始し、現在、毎日運行している。

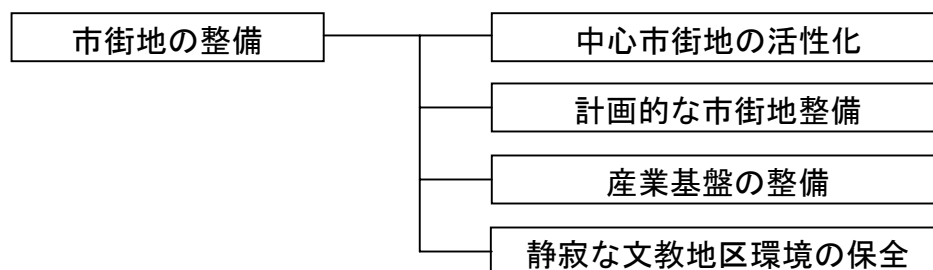
[2] 都市計画との調和等

(1) 第5次敦賀市総合計画第3期基本計画との整合

平成19年3月に策定した「第5次敦賀市総合計画第3期基本計画」では、市街地整備として、JR敦賀駅から敦賀港に至る商店街を軸とした既成市街地には、敦賀市にとってかけがえのない、地域固有の資源が確保されており、市民がこの地域に誇りを持ち、また、訪れた人が敦賀の良さを感じてもらえるよう、既成市街地の魅力を高めていかなければならないとしている。(P49 中心市街地要件に適していることの説明第3号要件 参照)

(2) 敦賀市都市計画マスタープランとの整合

平成21年7月に策定された敦賀市都市計画マスタープランにおいては、中心市街地整備に関して、以下のような基本方針が示されている。(P50 中心市街地要件に適していることの説明第3号要件 参照)



[3] その他の事項

(1) 福井県との連携について

本市では、基本計画を策定するにあたり、「中心市街地活性化協議会」を設置しているが、その中で、福井県産業労働部及び土木部都市計画課からオブザーバーとして参加いただいている。

また、県において「福井県中心市街地活性化推進協議会」を設立しており、その中で福井県及び各市と連携を図っている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針及び3. 中心市街地活性化の目標に記載
	認定の手続	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項から8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地活性化の目標に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項から8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項から8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項に記載